

第22期
第13回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年6月25日(金) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 20号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第 21号	農地所有適格法人の要件確認について
日程第5	議案第 56号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 57号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第 58号	農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第 59号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第9	議案第 60号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第13回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
1番 樋口金一郎委員 2番 新野清委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第20号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告申し上げます。

報告第20号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
賃貸人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 畑
地 積 3, 519㎡ 他1筆
契約期間 平成24. 4. 26～令和4. 4. 25
解 約 日 令和3. 5. 17
解約の事由 相手方の要望
他2件
報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第21号 「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告申し上げます。

報告第21号 「農地所有適格法人の要件確認について」農地法第6条の規定に基づき提出された報告書により、同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件について次のとおり確認したので報告する。

○法人の名称及び所在地

○○○○○ 白鷹町大字○○○○○○○番地

○確認事項

農地法第2条第3項の農地所有適格法人の要件を充たしている。他8件、要件をすべて充たしております。詳細は別紙1のとおり。

3ページの別紙1をご覧くださいと思います。

法人の名称 ○○○○○

主たる事務所の所在地 白鷹町大字○○○○○○○番地

こちらの表の法人形態をご覧ください。

○○○○ですので、適合でございます。

事業の種類は、農畜産物としまして、○○・・・・・・・・。

関連事業としまして○○○。

売上高 農業に係る売上3年の合計でございますが ○○○円

その他事業合計で○○○円 こちら適合でございます。

構成員 総議決権者数 ○名 こちら○名いずれも農業常時従事者でございますので適合でございます。

業務執行役員数 理事等の総数 ○名 こちら○名いずれも農業従事する構成員数でございますので適合でございます。

以下、○法人につきましても同じ様に適合しております。

以上報告いたします。

議 長（15時09分休憩）

暫時休憩いたします。

議 長（15時16分再開）

休憩前に復し再開いたします。

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第56号 「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第56号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 長井市〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇
地番 〇〇〇〇番地〇
地目 畑
地積 184㎡
経営面積 42,567㎡(取得前)
42,751㎡(取得後)
契約の種類等 所有権の移転(贈与)
他5件でございます。
説明は以上になります。

議長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

6月19日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、管理機1台、軽トラック1台を所有しており、大型機械は農業法人より借用しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は本人〇年、父、母ともに〇年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は42,751㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。2番案件について事務局よりお願いします。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 2番案件について調査の報告をいたします。
いずれも農業者年金に係る案件となり、期間満了に伴う再設定となります。
機械の所有状況、労働力の確保及び技術などの要件は、いずれも満たしている
ことをご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。3番案件について3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 3番案件について調査のご報告をいたします。
6月16日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。
機械の所有状況につきましては、耕運機1台、消毒器1台、草刈機1台を所
有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。
技術は本人〇年、妻〇年の経験があり問題ないと思われます。
遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は9,435㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。4番案件について8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

6月19日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、防除機1台、軽トラック2台、ダンプ1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人、子とのことです。

技術は本人〇年、子〇年の経験があり問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は13,988㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。5番案件について8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

なお、5番案件については「新規就農者面談」を行っておりますので、調査報告に続けて 齋藤永治郎農地部会長より面談結果等について報告をお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

6月16日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、草刈機2台、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、父、母とのことです。

技術は本人〇年、妻〇年、父母ともに〇年の経験があり問題ないと思われま
す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は10,787㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

引き続き、新規就農者面談結果の報告をします。

〇〇〇〇〇〇さんについては、6月16日に、私のほか、小林会
長 児玉匡樹 農地部会副部長、紺野正光推進委員、橋本補佐と「新規就農
者面談会」を実施し、本人から提出されました「営農計画書」に基づいて聞き
取りを行いました。

〇〇〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇在住ですが、遠縁である〇〇〇〇〇〇さんの農地を譲り受
け、この度新規就農することになりました。現在も休日に来たりと、土地勘も
あり、水利など農地の状況も把握しており、近隣の方々とも良好な関係を作り
ながら営農していくとのことでした。

この度、〇〇〇〇〇〇地内の農地の贈与により、合計10,787㎡を取得するもの
です。畑については山菜等を栽培する予定で、田については、中山間の対象に
なっており、今年度は草刈り管理し、来年度からは、地域の方々とも話をしな
がら、転作によりソバ等を栽培したいとのことでした。農業をやっていきたく
という意欲が見られ、今後適正に農地が管理されるものと判断いたしました。
以上報告いたします。

議 長

つづきまして、6番案件について5番 鈴木政司委員よりお願いいたします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 6番案件について調査のご報告をいたします。

6月16日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン
1台、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことでした。

技術は本人〇年、父母ともに〇年の経験があり問題ないと思われま
す。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は18,234㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から6番案件について、
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から6番案件について、許可することに決ま
した。

日程第6 議案第57号 「農地法第5条の規定による許可について」を議
題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第57号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地につ
いて、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○○○番地
○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○
譲渡人 白鷹町大字○○○○○○番地 ○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○
地 番 ○○○○○番地

地目	畑
地積	590㎡
契約の種類等	所有権の移転（売買）
転用目的	店舗・駐車場 他3件

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

6月16日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、金融機関の残高証明書により確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、今後、道路法の許可について、進入路申請をします。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。2番案件について8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

6月18日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、金融機関の残高証明書で確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづきまして3番案件、4番案件について、5番 鈴木政司委員より続けて報告をお願いいたします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

6月16日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。転用を行うに必要な資力信用については、金融機関の残高証明書で確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。なお、抵当権が設定されていますが、解除の手続きを進めています。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、農振法における農用地からの除外手続きを進めています。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

つづいて、4番案件についてのご報告をいたします。

6月16日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに〇〇〇〇として整備した追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地、雑種地等が併用地となります。一部、他者の土地がありますが、取得する手続きを進めています。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件は、「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第7 議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番村上浩康委員の退室を求めます。

(村上委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第58号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和3年度 第3回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和3年6月28日。

【所有権移転】

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇番地〇
地 目 田
地 積 230㎡ 他4筆
契約の種類等 所有権の移転（売買）
土地引渡時期 R3.6.29
対価（10a当り） 〇〇〇円または、〇〇〇円
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第3回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上委員 入室)

日程第8 議案第59号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第59号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を次のとおりとする。別紙のとおり。

別紙18ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積集・集約化

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標	1,000ha	集積実績	897.8ha
		うち、新規実績	45.8ha
		達成状況	89.8%

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価

目標値のおよそ90%に達しており、農地利用集積が進んでいると評価できる。

活動に対する評価

人・農地プランの話し合いを通して、地域において農地を維持していこうとする動きがあり、集積が進んでいる。農業委員も話し合い等に参加し、また、常日頃の相談業務をとおして、集積促進に取り組んだ。

つづきまして、19ページをご覧ください。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標	3経営体	参入実績	3経営体	達成状況	100%
参入目標面積	3ha	参入実績面積	1.57ha	達成状況	52.3%

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価

経営体数については、目標値を達成できた。

活動に対する評価

町農林課、県、JA等の関係機関と連携し、円滑に新規就農できるよう取り組んだ。新規就農者が農地を取得する際は必ず面談を実施し、順調に営農できるようアドバイスを行っている。

つづきまして、20ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標 3ha 解消実績 7.9ha 達成状況 263.3%

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価

令和2年度は、遊休農地が大幅に解消された。

活動に対する評価

農業委員・推進委員が、詳細に現地確認や地権者への聞き取りを行った結果、大幅な解消につながった。

つづきまして、21ページをご覧ください。

V 違反転用への適正な対応

2 令和2年度実績 実績 0.05ha 増減0.01ha

3 活動計画・実績及び評価

活動実績

8月に利用状況調査を実施し違反転用についても確認している。令和3年1月に広報紙を発行し周知を行った。違反転用があった場合は解消に向け指導を行った。

活動に対する評価

令和2年度は件数が少なかったが、転用申請時に発覚したケースがあった。農地法の周知をさらに徹底していく必要がある。

つづきまして、24ページをご覧ください。

VII 事務の実施状況の報告等

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書の提出

意見書の提出件数 1件 提出先 白鷹町
提出した記載の内容につきましては、記載のとおりとなっております。
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決する
に賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。
日程第9 議案第60号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計
画について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を
求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。
議案第60号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画につい
て」令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおりとする。別
紙のとおり。

別紙Ⅱの27ページをご覧ください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標 集積面積 914haうち新規集積面積 16.2ha

活動計画

年間を通じ、人・農地プランに基づき、担い手への農地利用集積・集
約化に取り組む。常日頃、農地の出し手、受け手の相談を受け、あっせ
ん等を通して担い手への集積・集約が円滑に進むように取り組む。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数 3経営体 参入目標面積 1.20ha

活動計画

年度を通して、町、JA、県及び中間管理機構等の関係機関と連携し、新規参入希望者の相談窓口となり、必要に応じて農地所有者との橋渡し等の支援を行う。

また、「空き家付属農地」の取得の特例について引き続きHPにおいて周知し、営農を目指す移住者の参入の促進を図る。

つづきまして、28ページをご覧ください。

IV遊休農地に関する措置

2 令和3年度の目標及び活動計画

目標 遊休農地の解消面積 2ha

活動計画

農地の利用状況調査	調査実施時期 8月～9月
	調査結果取りまとめ時期 10月～11月

調査の方法

前年度調査及び利用状況調査の情報を図面に反映させ、農業委員、最適化推進委員、事務局職員で調査区域を分担し、全地区調査を行う。

農地の利用意向調査	実施時期 11月～12月
	調査結果取りまとめ時期 1月～2月

V違反転用への適正な対応

2 令和3年度の活動計画

活動計画

HP等による周知、広報活動、農地パトロールを実施する。農地部会委員による農地調査時や利用状況調査時に、違反転用についても確認を行う。

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第13回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞
様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第13回白鷹町農業委員
会総会の議事録に署名いたします。

令和3年6月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____